

# 市・県民税の申告を

期間は、2月5日から3月15日までです

「平成19年度市・県民税」の申告受け付けと申告書記載相談を行います。申告受付期間近になりますと、会場が大変混雑しますので、指定日においでにならないかたは、なるべく2月中にお願いします。

なお、税務署から確定申告書が郵送されているかたは、税務署で申告してくださいます。

申告書の記載について、特に相談の必要のないかたは、自書申告により郵送での提出を受け付けています。

## 【申告が必要なかた】

平成19年1月1日現在、  
①十和田市内に住所があるかた  
②十和田市内に事務所・家屋敷などを所有し、十和田市外に住所があるかたは申告が必要です。

なお、次に該当するかたも忘れず  
に申告してください。  
○病気や失業などで収入がなかつたかた  
○市外のかたから扶養されていたかた  
○非課税の年金や手当で生活しているかた  
○公的年金収入だけで、65歳未満の

かたは98万円超、65歳以上のかたは148万円超で、各種控除を受けようとするかた

○扶養認定申請などで所得証明書が必要になるかた

## 【申告が必要でないかた】

①平成18年分の所得税の確定申告書を税務署に提出するかた  
②平成18年中の所得が給与だけで、「給与支払報告書」が勤務先から市に提出があつたかた  
※各種控除を受けようとするかたは申告が必要です。

## 【申告・相談の受付日程】

○受付日程・対象者など  
日程表をご覧ください。  
○受付場所  
▽本庁・新館5階第1会議室  
▽支所・3階多目的ホール  
・十和田湖総合案内所  
(休屋地区)  
・東湖児童館  
(宇樽部地区)

▽本府～原則として、地区を指定し受け付けます。  
※沢田地区のかたは、前回から引き続き本庁での申告となります。  
※申告が必要と思われるかたには、指定日時の通知と申告書を郵送していますので、指定日時にご来庁ください。

▽支所～原則として、地区を指定し受け付けます。  
▽障害者控除：身体障害者手帳など障害の程度が分かるもの

▽医療費控除：領収書、医療費を補てんする保険金などの額が分かるもの（病院ごと、または月ごとに合計して領収書をご持参ください）

料、その他の支払った額が分かれるもの

▽国民健康保険税の軽減の適用や、国民年金保険料の免除が受けられない場合があります。  
▽保育園への入園、市営住宅への入居、児童扶養手当の受給、金融機関からの借り入れなどに必要な所得証明書などの交付が受けられません。

## 【申告をしなかつた場合】

▽公的年金などの源泉徴収票  
▽営業・農業・不動産所得者など  
仕入れ・売上などの帳簿類や、経費の領収書など、収入や経費の分かるもの  
※きちんと記帳整理されていない場合は記載相談のみとし、申告は記帳整理後にお願いすることがあります。

申告書は、前年の状況により、申告が必要と思われるかたに郵送しています。（税務署から確定申告書が郵送されたかたには、市・県民税の申告書は郵送していません）  
申告書が郵送されなかつたかたでも、申告が必要な場合、ご連絡いただければ申告書を郵送します。（ホームページからダウンロードすることもできます）  
また、申告書は申告会場にも用意してありますのでご利用ください。

○受付方法  
▽本府～原則として、日時を指定し受け付けます。

申告書

▽所得控除に必要な書類  
▽生命保険料、損害保険料、寄付金控除：支払額などの証明書  
▽社会保険料控除：国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険